

社会福祉法人

双葉会

役員等の費用の弁償に関する規程

事務所

阿賀野市金屋559番地1

平成29年 4月 1日制定

役員等の費用の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「法人」という。）定款第8条各項及び第21条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規程の役員の範囲は定款第2章及び第4章に規程する、次に掲げるものをいう。

- 一 評議員
- 二 理事
- 三 監事

(報酬及び旅費日当)

第3条 この法人の役員報酬は、勤務実態に即して支給する。

2 前項の報酬は法人の定める就業規則、給与規程等関係規程を準用する。

(役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、評議員会、監事による監査を実施した場合の旅費は、別表のとおりとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

付 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表

| | | | |
|-------|----|-------------------------|---------|
| 第4条関係 | 旅費 | 会議等開催場所が施設内の場合（1会議等につき） | 3,000円 |
| | | 施設以外の場合（1会議等につき） | その都度決める |

ただし、同一の日時に開催した会議等（評議員会後の理事会等）については1回として支給する。